

函館市就学援助実施要綱の取扱いについて

第1 就学援助の対象者（第2条関係）

- 1 函館市就学援助実施要綱（以下「要綱」という。）第2条の「市の区域内に住所を有する」とは、函館市の住民基本台帳に記録されていることをいう。ただし、住民基本台帳に記録のない者であっても、実態として市内に居住している場合はこれに含めるものとする。ただし、住民基本台帳に記録のない者であっても、災害により被災地から避難してきた者、配偶者からの暴力（DV）およびこれに準ずる行為を受けた者が、実態として市内に居住している場合はこれに含めるものとする。
- 2 市の区域内に住所を有し、市の区域外の国公立の小学校、中学校または義務教育学校に在籍している児童生徒（区域外就学者）の保護者ならびに国公立の小学校または義務教育学校への就学予定者の保護者についても、要綱第2条各号のいずれかに該当するときは、就学援助の対象者とする。
- 3 要綱第2条でいう「国公立の小学校、中学校または義務教育学校に在籍している児童および生徒の保護者ならびに国公立の小学校または義務教育学校への就学予定者の保護者」のうち児童福祉法に定める児童養護施設および里親に委託された者については、対象外とする。
- 4 要綱第2条でいう「国公立の小学校または義務教育学校への就学予定者の保護者」のうち当該入学をする年の1月1日において市内に住所を有しないものは、対象外とする。

第2 認定基準（第3条関係）

- 1 要綱第3条第1号アの措置を受けた者は、就学援助費受給申請書（以下「申請書」という。）の提出があった日の属する認定年度（7月1日から翌年の6月30日までの1年間をいう。以下同

じ。)内において、その措置を受け、かつ、その措置がその者の属する世帯の転入、転出、その他の異動(以下「転入等」という。)を理由とするものでない場合に対象とする。

2 要綱第3条第1号イの措置を受けた者は、申請時において同一生計にある世帯全員がその措置を受けている場合に対象とする。

3 要綱第3条第1号ウからオまでの措置を受けた者は、申請時において、その措置を受けており、かつ、その措置を受けた時からその者の属する世帯に転入等が生じていない場合に対象とする。

4 要綱第3条第1号カの措置を受けた者は、申請時において、その措置(法定免除および産前産後期間の免除を除く。)を受けており、かつ、その措置を受けた時からその者の属する世帯に転入等が生じていない場合に対象とする。

5 要綱第3条第1号キの措置を受けた者は、申請時において、その措置を受けており、かつ、その措置を受けた時からその者の属する世帯に転入等が生じていない場合に対象とする。

6 要綱第3条第1号クの措置を受けた者は、申請書の提出があった日以後の認定年度内において、その措置を受けている場合に対象とする。

7 要綱第3条第1号ケの措置を受けた者は、申請書の提出があった日の属する認定年度において、生活福祉資金のうち総合支援資金による貸付を受け、かつ、その措置を受けた時からその者の属する世帯に転入等が生じていない場合に対象とする。

8 要綱第3条第2号の日雇労働者とは、申請時において、公共職業安定所から日雇労働被保険者手帳を交付されている者をいう。

9 要綱第3条第3号の総収入額の算定において、給与および年金以外の収入があるときは、必要経費等を控除した額を給与所得額とみなし、これに給与所得控除額を加算して得た額を収入額とする。

10 要綱第3条第3号の規定において、別表1に規定する特例の事由があるときは、認定基準額に同表の加算額を加えるものとする。

11 要綱第3条第4号の「特に援助が必要」とは、自己都合によらない失業、病気、災害、その他の事情により、生活が困窮している状況にあることとする。

第3 就学援助の費目（第4条関係）

1 就学援助の支給費目は、就学援助対象者の区分に応じて次のとおりとする。

就学援助対象者の区分		支給費目
要保護者		医療費，修学旅行費
準要保護者	下記以外の保護者	給食費，医療費，学用品購入費等（学用品費，通学用品費，宿泊を伴わない校外活動費，生徒会費，PTA会費，体育実技用具費，宿泊を伴う校外活動費，新入学児童生徒学用品費等），修学旅行費，通学費
	国立の小学校，中学校および義務教育学校に在籍する児童および生徒の保護者	給食費，学用品購入費等（学用品費，通学用品費，宿泊を伴わない校外活動費，生徒会費，PTA会費，体育実技用具費，宿泊を伴う校外活動費，新入学児童生徒学用品費等），修学旅行費

2 児童福祉法に定める母子生活支援施設に入所している児童および生徒の保護者への就学援助の費目については、新入学児童生徒学用品費等は除く。

3 援助内容等については、別表2のとおりとする。

4 就学学校の指定校変更および区域外就学の許可を受けた者については、通学費を支給しないものとする。ただし、教育委員会が特別な事情により通学費の支給が必要と認めたときは、この限りではない。

第4 就学援助費目の金額（第5条関係）

1 就学援助費目の金額については、毎年度予算の範囲内で、要保護児

童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）に基づく予算単価を基に教育委員会が別に定める。

- 2 市外からの転入者（以下「転入者」という。）に係る給食費については、1食当たりの給食費の単価に認定期間の給食回数を乗じた金額とする。

第5 申請（第6条関係）

- 1 要綱第6条第1項の「学校の校長を通じ」とは、教育委員会が就学援助を行うにあたり、学校が教育委員会と保護者との接点となることで、教育的配慮が行き届くようにするため、また、申請にあたり、保護者が法の趣旨を十分理解し、申請の機会を損なうことのないように配慮する必要があるため設けたものである。
- 2 申請は基本的に保護者が行うものとする。ただし、保護者の申請が困難と認められる場合は、学校長はその都度教育委員会と協議し、保護者の同意が得られたときは、保護者に代わり学校長が申請できることとする。

第6 認定期間（第7条関係）

- 1 支給を決定した者（以下「認定者」という。）の認定期間は、認定日から認定日以後の最初の6月30日までの期間とする。
- 2 認定日は、申請書の提出があった日の属する月の1日とする。ただし、次の各号に掲げる認定にあっては、当該各号に定める日を認定日とする。
 - (1) 7月1日前に翌認定年度の申請書の提出があった場合 翌認定年度の7月1日
 - (2) 函館市外から転入してきた者に係る認定 当該者の転入日。ただし、転入日の属する月の翌月に申請書の提出があった場合の認定日は、転入日の翌日から起算して14日目（14日目が函館市の休日

を定める条例に規定する市の休日に当たるときは、その日以後、最も近い市の休日でない日とする。以下同じ。)までに申請書の提出があった場合は、転入日を認定日とし、14日目の翌日以後に申請書の提出があった場合は、申請書の提出があった日の属する月の1日を認定日とする。

(3) 就学予定者がいる世帯が入学前に新入学児童生徒学用品費等の支給決定を受ける場合 入学日の属する前年度の3月1日

3 前項の規定により認定日を決定することが適当でないとき認めるときは、教育委員会が別に定める日を認定日とする。

第7 学校長への受領委任（第8条関係）

給食費，修学旅行費，宿泊を伴わない校外活動費，その他学校長が必要と認める費目については，受給者からの委任により学校長が受領できるものとする。

第8 就学援助費の返還（第11条関係）

学校長は，就学援助費の返還が必要な受給者があるときは，速やかに教育委員会に報告し，教育委員会は学校長からの報告に基づき作成した戻入票により，学校長を通じて戻入させるものとする。

附 則

この取扱いは，平成12年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは，平成12年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは，平成24年7月9日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成29年10月13日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この取扱いは、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この取扱いの施行の際に現に改正前の函館市就学援助実施要綱の取扱いについての規定により認定を受けている者の認定期間の終期は、令和4年6月30日までとする。

附 則

この取扱いは、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この取扱いは、令和5年4月1日から施行する。

2 函館市就学援助実施要綱第6条第3項の規定に基づく申請に係る改正後の函館市就学援助実施要綱の取扱いについての規定は、令和4年12月8日から適用する。

附 則

この取扱いは、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 準要保護者認定基準の特例

事由	加算額	加算する考え方につ
共働きにより，父母等の保護者に収入があるとき	平成30年度生活保護基準により次の算式で計算した金額 基礎控除×12箇月×1.5	父母等の保護者のその収入の一部を稼得の必要経費および生活資金とすることから左の額を加算する。
父母等の保護者以外の世帯員（祖父母・子供・その他の同居人）の収入があるとき	平成30年分給与所得額の算定方法による給与所得控除額	父母等の保護者以外の所得稼得者は，その収入の一部を稼得の必要経費および生活資金とすることから左の額を加算する。
単身赴任者（児童生徒と別居の期間が1年以上）の収入があるとき	平成30年度生活保護基準により次の算式で計算した金額 〔（生活扶助第2類＋住宅扶助）×12箇月＋冬季加算×7箇月〕×1.5	生活保護の支給基準は，要保護者の需要を基として最低限の生活を満たす額であり，単身赴任の場合は生活基盤が二重となることから左の額を加算する。
出稼ぎ（児童生徒と別居の期間が1年未満）による収入があるとき	平成30年度生活保護基準により次の算式で計算した金額 （生活扶助第2類×12箇月＋冬季加算×7箇月）×1.5	出稼ぎについては，単身赴任よりは短期間となることから左の額を加算する。

別表2 函館市就学援助費一覧

認定期間：7月1日から翌年6月30日まで

費目	援助内容	支給基準	支給時期	支給金額	
給食費	学校給食費として学校に支払う経費	認定期間の最初の月分から支給する。 ただし、転入者に係る給食費については、認定期間の給食回数に応じて支給する。	年3回 (4月、7月、11月) ※転入者については即時	実費支給	
医療費	学校から治療の指示を受けた学校保健安全法施行令第8条に定める疾病の治療のための医療に要した経費のうち保護者負担分の経費	医療券発行時に、就学援助の受給者として認定されている者	医療機関からの請求による	医療費のうち、社会保険等から給付を受けられる額を控除した額	
学用品購入費等	学用品費	児童・生徒が通常必要とする学用品の購入費	認定期間の最初の月分から支給する。	年3回 (4月、7月、11月) ※転入者については即時	定額支給
	通学用品費	児童・生徒が通常必要とする通学用品の購入費 ただし、小学校第1学年、中学校第1学年、義務教育学校第1学年および第7学年は除く。	認定期間の最初の月分から支給する。	年3回 (4月、7月、11月) ※転入者については即時	定額支給
	宿泊を伴わない校外活動費	宿泊を伴わない校外活動に参加するため直接必要な交通費、見学科および芸術鑑賞料	認定期間の最初の月分から支給する。	年3回 (4月、7月、11月) ※転入者については即時	定額支給
	生徒会費	中学校および義務教育学校の後期課程において、生徒会費として一律に負担すべきこととなる経費	認定期間の最初の月分から支給する。	年3回 (4月、7月、11月) ※転入者については即時	定額支給
	PTA会費	小学校、中学校および義務教育学校のPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費	認定期間の最初の月分から支給する。	年3回 (4月、7月、11月) ※転入者については即時	定額支給
	体育実技用具費	体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具で次に掲げるものの購入費 ・小学校および義務教育学校（前期課程に限る。）の児童：スキー、スケート ・中学校および義務教育学校（後期課程に限る。）の生徒：柔道、剣道、スキー、スケート ただし、児童・生徒全員が個々に用意することとされている場合に限る。	当該用具等購入時に、就学援助の受給者として認定されている者 ただし、次の期間に1回の支給とする。 ・小学校および義務教育学校の第1学年から第3学年までの期間 ・小学校および義務教育学校の第4学年から第6学年までの期間 ・中学校および義務教育学校（後期課程に限る。）の期間	随時	実費支給 限度額有り
	宿泊を伴う校外活動費	児童・生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費・見学科	実施日に、就学援助の受給者として認定されている者	随時	実費支給 限度額有り

新入学児童生徒 学用品費等	児童・生徒が新入学にあたって必要とする学用品および通学用品の購入費	<p>認定期間の最初の月分に就学援助の受給者として認定されている者</p> <p>ただし、小学校第1学年、中学校第1学年、義務教育学校第1学年および第7学年に限る。</p>	7月から8月まで	<p>定額支給</p> <p>ただし、前認定期間において、小学校・中学校および義務教育学校入学前に新入学児童生徒学用品費等を受給した者で、前認定期間における支給額と現認定期間における支給額に差額が生じた場合は、現認定期間における支給額から前認定期間における支給額（新入学児童生徒学用品費等に相当する支給を含む）を差し引いた額を支給する。</p>
		<p>入学前申請において、就学援助の受給者として認定されている者</p> <p>小学校、中学校および義務教育学校に入学予定または義務教育学校7年生に進級予定の者で、就学援助の受給者として認定されている者に限る。</p>	3月	定額支給
		<p>入学後の4月から6月に就学援助の受給者として認定されている者</p> <p>ただし、小学校第1学年、中学校第1学年、義務教育学校第1学年および第7学年に限る。</p>	4月から7月まで	<p>定額支給</p> <p>ただし、小学校・中学校および義務教育学校入学前に新入学児童生徒学用品費等に相当する支給を受けた場合は、支給額からその額を差し引いた額を支給する。</p>
修学旅行費	<p>児童・生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科および均一に負担すべきこととなるその他の経費（記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱料金）</p>	<p>実施日に、就学援助の受給者として認定されている者</p>	随時	実費支給
通学費	<p>児童・生徒が最も経済的な通常の経路および方法により通学する場合の交通費（片道の通学距離が児童4Km以上、生徒6Km以上（冬期間（11月～3月）は児童2Km以上、生徒3Km以上）の者で、その通学に利用する交通機関（旅客運賃を徴して交通の用に供する一般乗合自動車等）の旅客運賃）</p> <p>ただし、次の者は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育奨励費の通学費を受給する者 ・就学学校指定変更許可を受けた者 	<p>認定期間の最初の月分から支給する。</p>	随時	実費支給